

六条小学校 いじめ防止基本方針

令和6年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- 本校は、すべての児童が、「どんなことがあってもいじめを行わないこと」、「いじめを認識しながらこれを放置しないこと」、「いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、十分に理解できるように努めます。
- 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○一人ひとりを見つめる教育

職員全体ですべての児童の多面的な能力を引き出し、それを賞賛することにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、「みんな違ってみんないい」の視点で、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○縦割り活動の推進

縦割り活動等を通して児童の絆を強め、学級だけでなく異学年の子に対してもお互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

年間指導計画に基づき、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。また積極的に道徳科授業の公開に努めます。

○幼小接続の推進

幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校評価の位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できる場所があることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

（3）いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について校内研究会を活性化します。グループ学習を学習場面に多く取り入れ、児童が相互に認め合いながら学べる教育に努めます。

○いじめの起さない学校・学級づくり

グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れ、児童が友だちとうまく関わり合うことができる体験を深めます。また、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動、縦割り活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対応方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○特性を踏まえた適切な支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○情報モラルに関する指導

「六条スマートルール」に基づき、インターネットや携帯電話、通信ゲーム機等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○校内研修の実施

研修会や事例検討会を開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、教職員のカウンセリング能力や事案対処に関する資質能力向上をはかります。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査や個人面談等を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談（ふれあい週間）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、スクールカウンセラーとの面談も設け、相談の窓口を増やして情報の収集に努めます。

○家庭や地域との連携

連絡帳や電話連絡、家庭訪問などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。保護者会の折に子育て相談会を設け、家庭と協力していじめの根絶を目指します。

○児童理解の推進と情報の共有化

週2回、児童理解に関して全体で共有する場を設け、職員間の情報を密にするとともに、定期的に児童理解やカウンセリング能力向上のための研修を行い、全ての教員で全ての子を見守るという体制作りを進めます。

(5) いじめの事案対処

いじめの事実やいじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導や支援等を行わなければいけません。また、問題を決して一人で抱え込むことなく組織的に対応します。

○いじめが起きた場合の対応

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。

②いじめを発見、報告を受けた場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに学

級担任、生徒指導主事、教頭に報告し、「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有しながら組織で対応します。

- ③いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者などから詳しく情報を得て、正確に把握します。管理職の指示のもとに複数の教職員で連携し情報を共有します。
- ④被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導します。
- ⑤教職員全員が共通理解し、事実確認の結果を保護者に連絡するとともに協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所などの関係機関との連携のもとで対応します。
- ⑥いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と連携して対処します。
- ⑦児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

○いじめられた児童への支援

①児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守ること」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去します。事情によっては、複数の教職員で協力の下、見守りを行うなど、児童の安全を確保します。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・「いじめられているあなたにも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ます。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図ります。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

②保護者に対して

- ・家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝えます。

○いじめた児童への支援

①児童に対して

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、指導に当たります。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けて指導します。
- ・児童の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意します。
- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただくよう努めます。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりより解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え具体的に助言します。

○周りの児童への対応

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、当事者だけの問題にとどめず、学級および、学校全体の問題として考え、いじめの傍観

者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大ないじめ事案は直ちに警察に相談・通報し、市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

① 構成員

校長（リーダー）、教頭、生徒指導主事、養護教諭（教育相談）、教務主任、担任、SC

② 機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織です。
- ・いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活

動計画を立てて、方針や対策を決定します。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な学校での活動を計画、実践します。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・気がかりな子ども等に関する児童理解を深める場を設定します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行います。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや、面談（ふれあい週間）を実施します。
- ・学級活動のための共通資料を作成します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」の立ち上げを指示します。
- ・学校評価に基づき、いじめ未然防止の具体的な取り組みや教育活動全般の見直しを行い、PDCA サイクルを生かし改善策をまとめ、適切に機能するよう改善を行います。

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

① 構成員

教頭（リーダー）、生徒指導主事、担任、養護教諭（教育相談）、教務主任、SC

② 機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案します。
- ・個別面談による情報収集を行います。
- ・継続的な支援を行います。
- ・保護者や地域社会との連携をとります。
- ・対応が困難な場合には、外部専門家や関係機関（警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等）の協力を得ます。

（３）関係機関との連携

① 教育委員会との連携（リーダー：校長）

いじめが起きた場合には、状況に応じて、市教育委員会との早急な連携を図ります。

- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。

- ・今後の対応についての相談をします。
- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

②その他の関係機関との連携（リーダー：校長）

いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。

- ・対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、児童や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

（４）いじめ未然防止基本方針及び具体的取り組みの見直し

- ・学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校評価を基に見直します。（PDCAサイクルの実行）

(5) 組織図

